

水道使用水量等のお知らせ

水栓番号 000999999-01

(999999)

埼玉県川口市並木3-9-1
第2永新ビル2階

水道 太郎 様

給水場所：川口市並木9丁目9-9
第2永新ビル2階

使用期間 令和 8年 4月 6日
令和 8年 6月 5日

口 径 20 mm

メーター番号 99999999

指 針 及 び 水 量		今 回 請 求 予 定 金 額	
今回指針	3,840 m ³	水道料金	8,863 円
前回指針	3,801 m ³	(うち消費税(10%)相当額)	805 円)
交換時水量	0 m ³	下水道使用料	5,033 円
今回使用水量	39 m ³	(うち消費税(10%)相当額)	457 円)
		合 計 金 額	13,896 円

前 回 水 量	42 m ³	支払方法：納付書払い
前 々 回 水 量	36 m ³	
前年同期水量	40 m ³	

※通信欄

このお知らせでの支払はできません。また、集金に伺うこともありません。

■お問い合わせ先

川口市上下水道局お客様センター

第一環境株式会社 川口営業所

〒332-0034 川口市並木3-9-1 第二永新ビル2階

TEL 048-250-3871

9999-9999-9999-99

検針日

令和 8年 6月 5日

検針員

第一環境(株)

川口市上下水道局(水道事業) T6-8000-2000-0323
川口市上下水道局(下水道事業) T7-8000-2000-0322

上下水道料金等のお支払いは
割引の対象となるお得で便利な
口座振替をお勧めします

※申し込み方法

水道使用水量等のお知らせと
預貯金通帳及び通帳届出印をご
持参のうえ、下記金融機関又は
川口市上下水道局お客様センタ
ーまでお申し込みください。

※振替日(金融機関休業日の場
合は翌営業日)

検針月の翌月の7日

残高不足で振替できなかった
場合は、その月の28日に再振
替します。再振替は割引対象外
です。

口座振替取扱金融機関

【銀 行】 みずほ・三菱UFJ・三井住友
りそな・埼玉りそな・群馬・武蔵野
東京スター・東和・大光・きらぼし
八十二・楽天・イオン

【信用金庫】 埼玉縣・川口・青木・東京
城北・瀧野川・巣鴨

【労働金庫】 中央

【協同組合】 さいたま農業

【ゆうちょ銀行・郵便局】

※クレジットカードで、お支払い頂くことも
できます。詳細は、川口市上下水道局HP
をご覧ください

検針月(奇数月・偶数月)はこちらをご覧ください。

検針月別地域一覧

奇数月検針地域（支払納期限は翌偶数月 7 日）	
中央地区	本町 1 丁目、本町 2 丁目、本町 3 丁目、本町 4 丁目、栄町 1 丁目、栄町 2 丁目、栄町 3 丁目、金山町、舟戸町、幸町 1 丁目、幸町 2 丁目、幸町 3 丁目、川口 1 丁目、川口 2 丁目、川口 3 丁目
横曽根地区	川口 4 丁目、川口 5 丁目、川口 6 丁目、飯塚 1 丁目、飯塚 2 丁目、飯塚 3 丁目、飯塚 4 丁目、西川口 1 丁目、西川口 2 丁目、西川口 3 丁目、西川口 4 丁目、西川口 5 丁目、西川口 6 丁目、仲町、飯原町、原町、宮町、南町 1 丁目、南町 2 丁目、緑町、荒川町、並木元町、並木 1 丁目、並木 2 丁目、並木 3 丁目、並木 4 丁目
青木地区	前川町 4 丁目、青木 1 丁目、青木 2 丁目、青木 3 丁目、青木 4 丁目、青木 5 丁目、中青木 1 丁目、中青木 2 丁目、中青木 3 丁目、中青木 4 丁目、中青木 5 丁目、西青木 1 丁目、西青木 2 丁目、西青木 3 丁目、西青木 4 丁目、西青木 5 丁目、上青木西 1 丁目、上青木西 2 丁目、上青木西 3 丁目、上青木西 4 丁目、上青木西 5 丁目、上青木 1 丁目、上青木 2 丁目、上青木 3 丁目、上青木 4 丁目、上青木 5 丁目、上青木 6 丁目、南前川 1 丁目、南前川 2 丁目、前上町、前川 1 丁目、前川 2 丁目、前川 3 丁目、前川 4 丁目、本前川 1 丁目、本前川 2 丁目、本前川 3 丁目の一部
南平地区	朝日 1 丁目、朝日 2 丁目、朝日 3 丁目、朝日 4 丁目、朝日 5 丁目、朝日 6 丁目、末広 1 丁目、末広 2 丁目、末広 3 丁目、新井町、元郷 1 丁目、元郷 2 丁目、元郷 3 丁目、元郷 4 丁目、元郷 5 丁目、元郷 6 丁目、弥平 1 丁目、弥平 2 丁目、弥平 3 丁目、弥平 4 丁目、東領家 1 丁目、東領家 2 丁目、東領家 3 丁目、東領家 4 丁目、東領家 5 丁目、領家 1 丁目、領家 2 丁目、領家 3 丁目、領家 4 丁目、領家 5 丁目、河原町の区域、
新郷地区	大字赤井の一部
安行地区	大字安行慈林の一部
鳩ヶ谷地区	坂下町 1 丁目、坂下町 2 丁目、坂下町 3 丁目、坂下町 4 丁目の一部、桜町 1 丁目、桜町 2 丁目、桜町 3 丁目、桜町 4 丁目、桜町 5 丁目、桜町 6 丁目、大字里の一部、大字辻の一部、鳩ヶ谷本町 1 丁目、鳩ヶ谷本町 2 丁目、鳩ヶ谷本町 3 丁目、鳩ヶ谷本町 4 丁目

偶数月検針地域（支払納期限は翌奇数月 7 日）	
青木地区	本前川 3 丁目の一部
南平地区	朝日 4 丁目の一部、朝日 5 丁目の一部
新郷地区	大字赤井、赤井 1 丁目、赤井 2 丁目、赤井 3 丁目、赤井 4 丁目、大字東本郷、東本郷 1 丁目、東本郷 2 丁目、本蓮 1 丁目、本蓮 2 丁目、本蓮 3 丁目、本蓮 4 丁目、大字蓮沼、江戸袋 1 丁目、江戸袋 2 丁目、江戸 1 丁目、江戸 2 丁目、江戸 3 丁目、大字前野宿、大字東貝塚、大字大竹、大字峯、大字新堀、大字榛松、榛松 1 丁目、榛松 2 丁目、榛松 3 丁目、
神根地区	大字安行領根岸、大字安行領在家、大字道合、大字神戸、大字木曾呂、大字東内野、大字源左衛門新田、大字石神、大字赤芝新田、大字西新井宿、大字新井宿、大字赤山、在家町、北園町、柳根町
芝地区	大字芝、芝西 1 丁目、芝西 2 丁目、芝塚原 1 丁目、芝塚原 2 丁目、大字伊刈、大字小谷場、芝中田 1 丁目、芝中田 2 丁目、芝新町、芝宮根町、芝高木 1 丁目、芝高木 2 丁目、芝東町、芝下 1 丁目、芝下 2 丁目、芝下 3 丁目、芝 1 丁目、芝 2 丁目、芝 3 丁目、芝 4 丁目、芝 5 丁目、芝樋ノ爪 1 丁目、芝樋ノ爪 2 丁目、芝富士 1 丁目、芝富士 2 丁目、芝園町、柳崎 1 丁目、柳崎 2 丁目、柳崎 3 丁目、柳崎 4 丁目、柳崎 5 丁目
安行地区	大字安行原、大字安行領家、安行出羽 1 丁目、安行出羽 2 丁目、安行出羽 3 丁目、安行出羽 4 丁目、安行出羽 5 丁目、大字安行慈林、大字安行、大字安行吉岡、大字安行藤八、大字安行吉蔵、大字安行北谷、大字安行小山
戸塚地区	大字安行西立野、戸塚 1 丁目、戸塚 2 丁目、戸塚 3 丁目、戸塚 4 丁目、戸塚 5 丁目、戸塚 6 丁目、戸塚東 1 丁目、戸塚東 2 丁目、戸塚東 3 丁目、戸塚東 4 丁目、東川口 1 丁目、東川口 2 丁目、東川口 3 丁目、東川口 4 丁目、東川口 5 丁目、東川口 6 丁目、戸塚鋏町、戸塚境町、戸塚南 1 丁目、戸塚南 2 丁目、戸塚南 3 丁目、戸塚南 4 丁目、戸塚南 5 丁目、大字西立野、大字長蔵新田、長蔵 1 丁目、長蔵 2 丁目、長蔵 3 丁目、大字久左衛門新田、大字藤兵衛新田、大字行衛、北原台 1 丁目、北原台 2 丁目、北原台 3 丁目、大字差間、差間 1 丁目、差間 2 丁目、差間 3 丁目
鳩ヶ谷地区	坂下町 4 丁目の一部、大字里の一部、大字辻の一部、大字前田、大字三ツ和、鳩ヶ谷緑町 1 丁目、鳩ヶ谷緑町 2 丁目、南鳩ヶ谷 1 丁目、南鳩ヶ谷 2 丁目、南鳩ヶ谷 3 丁目、南鳩ヶ谷 4 丁目、南鳩ヶ谷 5 丁目、南鳩ヶ谷 6 丁目、南鳩ヶ谷 7 丁目、南鳩ヶ谷 8 丁目、八幡木 1 丁目、八幡木 2 丁目、八幡木 3 丁目、三ツ和 1 丁目、三ツ和 2 丁目、三ツ和 3 丁目